

# 関連する主な既存施策

令和4年3月14日  
観光庁

- 観光施設を再生し、更に地域全体で魅力と収益力を高めるため、**新たな補助制度を創設**して、**観光施設全体が再生できるような施設改修や廃屋の撤去等を短期集中で強力に支援**。

## 観光拠点の再生

(地域等が策定する、以下を含む内容の観光拠点の再生計画に基づき支援)

補助率 補助事業：1/2等  
専門家派遣・実証事業等：定額

### 観光施設全体の上質な滞在環境実現

宿泊施設、飲食店、土産物店等の**地域の観光施設全体が上質な滞在環境等を実現できるよう、施設改修補助(負担割合:1/2)を創設**するとともに、宿泊施設の経営革新等についての**専門家の支援を受けられる支援制度、融資制度を大幅に拡充**。



### 廃屋の撤去等による観光地としての景観改善

地域全体の魅力を高めるため、地域の観光まちづくりの取組と連携した**廃屋の撤去等について新たに支援**し、一挙に観光地としての景観を改善。



### 宿泊事業者を核とした連携・協業等の促進

宿の事業承継や統合、複数宿が一つのホテルとして運営する取組や、**飲食施設の共有といった複数の宿等が連携した取組、他の事業者と連携した新たなビジネス創出**を支援。



小規模宿泊事業者の協業  
(分散型ホテル)

### 公共施設への民間活力の導入促進

公共施設(国立公園内の施設、文化施設等)へ民間のノウハウ導入を促進すべく、**民間活力を導入する場合の施設改修を支援**。



公共施設への  
カフェ等の併設

### 感染拡大防止策

観光施設への**感染拡大防止策**を支援



換気設備の導入

# 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

- 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援。
- 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、予算額1,000億円を確保するほか、宿泊施設改修について、補助上限を1億円するとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3に引き上げるといった措置を講じる。

参考：令和2年度3次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2

※ 計画に参加する事業者において従業員の賃上げに取り組む地域を優先的に採択

## ① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、  
・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

## ② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

### 宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する  
宿泊施設の大規模改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））

※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



### 観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する  
廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



### 観光施設改修

土産物店や飲食店等の  
改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）



### 公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への  
カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）

※ 民間への運営委託等、民間活力導入が条件





# 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

- 地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。

## 施策イメージ

(ツアー、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、プロモーション費等を支援)

### 自然

地域ならではの自然を活用した体験型アクティビティの造成



### 食

地域の名物食体験や地域特性を活かした新メニューの開発



### 歴史・文化・芸術

地域に根付く文化・芸術を観光客が体験できるプログラムの造成



### 地場産業（生業）

地域で営まれてきた生業を題材とした体験・学習プログラムの造成



### 交通

地域のシンボルである交通を活かした、地域ならではのコンテンツの造成



## <補助率・補助上限額>

補助率：500万円まで定額（10/10）+ 500万円を超える部分については 1 / 2

補助上限額：1,000万円

- 観光産業においては新たなビジネス、稼ぐモデルを創出して、高付加価値化を実現できる人材が不足している。また、恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足も課題である。
- このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を行うとともに、新たな雇用体系を取り入れた人材の確保・活用等を推進し、観光産業の収益力向上、人手不足の解消を推進する。

## 事業概要

### ➤ ポストコロナ時代をリードする人材の育成・強化

- ・ 海外ホスピタリティ大学と連携した経営戦略プログラム等を開発し、観光関連産業に従事する社会人を対象に経営力強化、生産性向上に関するリカレント教育を実施する。

### ➤ ポストコロナ時代を支える人材の確保・活用

- ・ 人手不足の背景となっている地域課題等の解決に向けて、女性や高齢者等の雇用促進による人手不足の解消の他、都市部のIT人材を活用したりモートワークによる副業・兼業等、新たな雇用体系を取り入れた人材活用を推進することにより、地域におけるDX対応やダイバーシティ推進を支援し、生産性向上にも取り組む。

### ➤ 宿泊業における外国人材受入れ環境整備事業

- ・ 宿泊業における外国人材受入れに関する優良事例や情報等をセミナーやHPで発信するほか、特定技能外国人のキャリアパスを描くモデル事業を実施する。さらに、特定技能外国人の雇用状況等の把握や受入施設に対する情報発信に資するシステムを整備する。

### ➤ 未来の観光人材育成事業

- ・ 産学連携のノウハウを持つ事業者等をアドバイザーとして地域に派遣し、観光教育に取り組みたい学校・教員と、地域の商工会、観光関連事業者等を巻き込み連携を強化し、観光人材育成を実施する。



宿泊分野における特定技能外国人の業務内容  
フロント 企画・広報



接客



レストランサービス





## 事業概要

参考⑤

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO※)が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

※DMO (Destination Management/Marketing Organization) の呼称

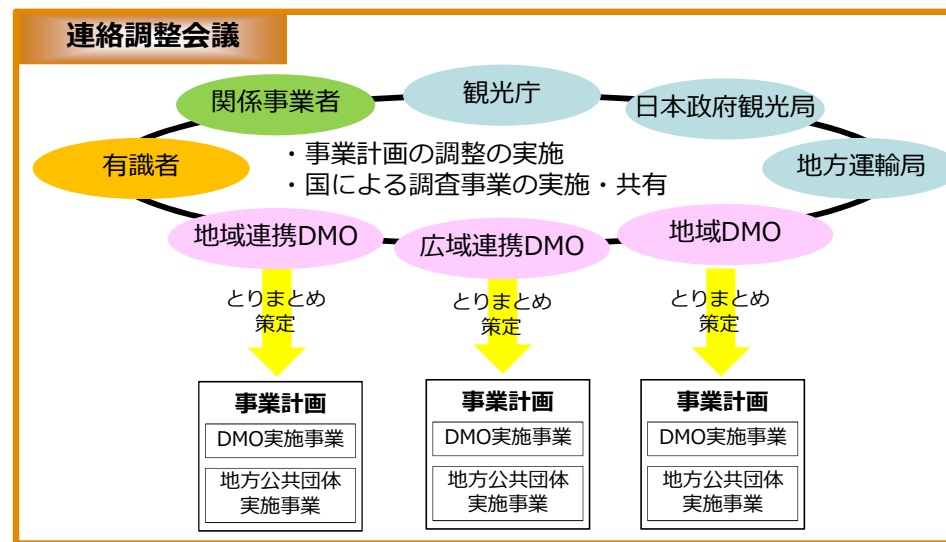
## 支援制度

### 補助対象事業：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、国内外の旅行者の各地域への誘客を目的とした以下の取組

(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る)

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



### 具体的な支援イメージ

#### ①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

#### ②滞在コンテンツの充実

地方部への誘客や繁閑差の解消、三密回避にもつながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



集落の散策

#### ③受入環境整備

HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の情報発信機能及びCRM機能を兼ね備えたアプリの整備等を支援。



混雑状況の情報提供 アプリの整備

#### ④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

#### ⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



WEBを活用したエリア内の魅力発信

### 補助対象者：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体 (登録DMO、地方公共団体)

### 補助率：

定額 (①調査・戦略策定)  
事業費の1/2 (②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション) ※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

## 事業目的・概要

- 長引く新型コロナウイルス感染症拡大の苦境に立つ宿泊事業者の経営改善や、今後の観光需要回復を見据えた収益力向上を支援。
- 具体的には、プログラム推進コーチによる経営診断や課題解決のための実践的なアドバイスや、事業者が関心を持つ分野を強化するための研修・訓練を「無料」で提供。

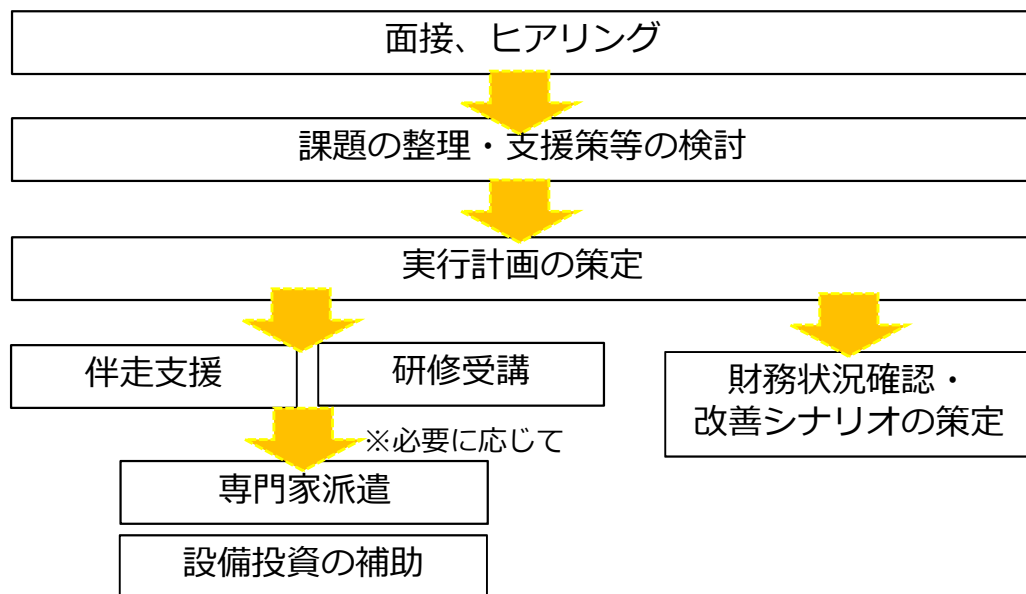
## 支援対象

### 以下の要件を満たす宿泊事業者

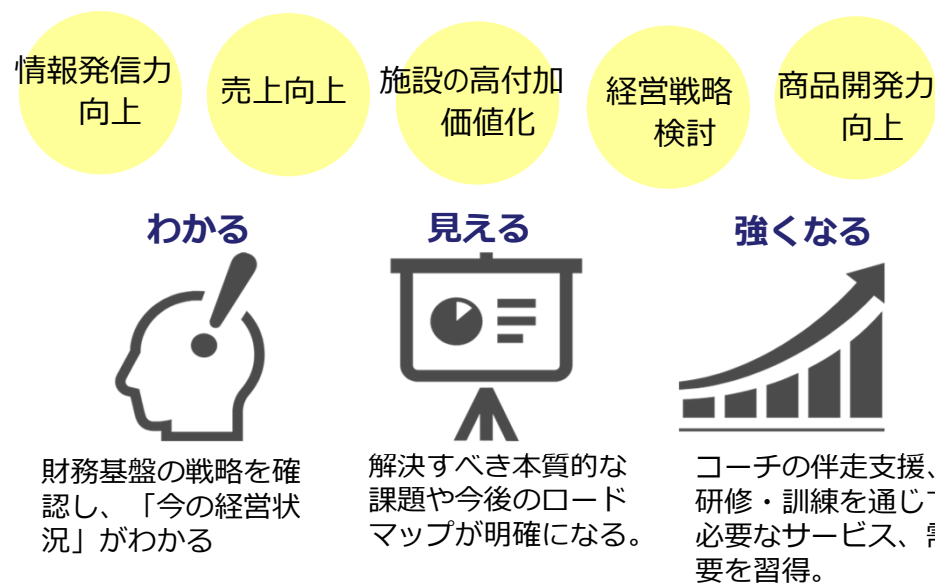
- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を取得している者（風営法に該当する者を除く）。
- 資本金5,000万円以下または常勤の従業員が200人以下の会社、または個人事業主であること。
- 直近3期のうち1期以上が赤字見込みであること。
- 法人の場合は営業利益または経常利益がマイナスであること。
- 2020年以降金融機関から新規融資、もしくは借り替えを受けていること。



## 採択後の流れ



## 研修・訓練メニュー例



より高付加価値なサービス提供が可能な骨太の企業体質へ改善

# 事業承継の支援策①（中小企業庁HPより抜粋）

## 事業承継の相談・伴走

### 事業承継・引き継ぎ支援センター

親族内

従業員

M&amp;A

全国47都道府県で、事業承継全般に関する相談対応や事業承継計画の策定、M&Aのマッチング支援などを原則無料で実施しています。

## 補助金

### 事業承継・引継ぎ補助金

親族内

従業員

M&amp;A

（令和2年度3次補正予算、令和3年度当初予算）

M&A時の専門家活用費用や事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、設備廃棄費用等を支援します。

### M&A支援機関登録制度

M&amp;A

事業承継・引継ぎ補助金で仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用が補助対象となる、登録支援機関を検索できます。

## 税制

### 法人版事業承継税制（特例措置）

親族内

従業員

非上場の株式等の承継に伴う贈与税・相続税の負担を実質ゼロとする特例措置です。2023年3月までに特例事業承継計画を提出し、2027年までに事業承継を実施する必要があります。

### 法人版事業承継税制（一般措置）

親族内

従業員

非上場の株式等の承継に伴う贈与税・相続税の負担軽減措置です。

### 個人版事業承継税制

親族内

従業員

個人事業主の特定事業用資産の承継に伴う贈与税・相続税の負担を実質ゼロとする特例措置です。2024年3月までに個人事業承継計画を提出し、2028年までに事業承継を実施する必要があります。

### 経営資源集約化税制

M&amp;A

設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立の3つの措置を活用できます。

### 登録免許税・不動産取得税の特例

M&amp;A

M&A時の不動産の権利移転にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。

## 金融支援（融資、信用保証）

### 日本政策金融公庫等の融資、信用保証等

親族内

従業員

M&amp;A

株式の買い取りや相続税の支払いなど承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証を受けることができます。

## 経営者保証解除支援

### 事業承継時の経営者保証解除支援

親族内

従業員

経営者保証の解除に向け、「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認や金融機関との目線合わせをサポートします。

## 株式の集約

### 遺留分に関する民法の特例

親族内

従業員

後継者が先代経営者の推定相続人との間で遺留分に関する各種の合意をすることができます。

### 所在不明株主に関する会社法の特例

親族内

従業員

M&amp;A

所在不明株主の株式の取得に要する手続の時間を5年から1年に短縮する特例です。

## ファンド

### 中小企業基盤整備機構ファンド事業

従業員

M&amp;A

ファンドを活用し、MBO（Management Buyout）を含む事業承継が可能です。

## 後継者育成・支援

### 中小企業大学校

親族内

従業員

経営後継者研修では、座学、演習、実習による知識や現場の知恵の習得及び自社の分析を通じて、経営者に必要なマインドやスキルの向上を図ります。

### アトツギ甲子園

親族内

新規事業等に挑戦する後継者候補を応援するピッチコンテストです。



# 事業承継の支援策②（中小企業庁HPより抜粋）

## ガイドライン・マニュアル

### [事業承継ガイドライン](#)

親族内

従業員

M&amp;A

事業承継の取組み方等をまとめています。

### [事業承継マニュアル](#)

親族内

従業員

M&amp;A

事業承継の取組み方等について、経営者の方向けにわかりやすくまとめています。

### [中小M&Aガイドライン](#)

M&amp;A

中小M&Aの取組み方等をまとめています。

### [中小M&Aハンドブック](#)

M&amp;A

初めてM&Aを検討する経営者の皆様へ、中小M&Aについてイラストを交えながらわかりやすく紹介しています。

### [中小M&Aガイドライン広報パンフレット](#)

M&amp;A

中小M&Aガイドラインのポイントをまとめたパンフレットです。

## 承継時の課題や経営状況の分析

### [事業承継診断](#)

親族内

従業員

M&amp;A

事業承継に関する課題の抽出を行うことができる簡単なチェックシートです。商工会や金融機関なども、企業の皆様との関わりの中で実施しています。

### [ローカルベンチマーク](#)

親族内

従業員

M&amp;A

企業の経営者と金融機関・支援機関等がコミュニケーション（対話）を行いながら、企業の経営状況を把握・分析するためのツールです。

### [経営デザインシート](#)

親族内

従業員

M&amp;A

知財が企業の価値創造メカニズムにおいて果たす役割を的確に評価して経営をデザインするためのツールです。

## 承継時の課題や経営状況の分析

### [日本弁護士会連合会](#)

弁護士は、依頼者のために、親族内・従業員・第三者（M&A）承継が円滑に実現するよう、交渉や契約書作成に携わります

### [日本税理士会連合会](#)

税理士は、株価の評価、生前贈与や種類株式の発行その他事業承継税制の活用など、相続税、贈与税に関する助言等を行っています。

### [日本公認会計士協会](#)

公認会計士は、財務に関する調査や相談を通じ、企業価値評価、承継スキームの立案、M&Aの実施、PMI等をサポートします。

### [日本司法書士会連合会](#)

司法書士は、商業登記、不動産登記等の相談を通して、事業承継における株式及び事業用不動産の承継、M&A、種類株式及び民事信託の活用についてサポートしています。

### [日本行政書士会連合会](#)

行政書士は、事業承継時の許認可の承継等をサポートします。

### [中小企業診断協会](#)

中小企業診断士は、事業承継診断や、事業承継計画の策定、後継者教育、ポスト承継等に関わる様々なサポートを行います。

### [事業承継・引継ぎ支援センター](#)

47都道府県に設置された公的支援機関で、親族内承継からM&Aまであらゆる事業承継をワンストップで支援します。

# 次世代旅館・ホテル経営者育成プログラム

～ビジョンと知識と行動で、未来を切り拓く、観光経営イノベーション～

もっと経営者・後継者として成長したい！事業を変革していきたい！そんな方に向けたプログラムです。

コンセプトは、「自ら未来を切り拓き、イノベーションを実現する」

座学で知識を習得する受身的なスタイルでは行われません。プログラムを通して、自らのビジョンや知識を高めて、事業、現場に働きかけ、実際の経営に変革・イノベーションを生み出していくことを目指しています。そのため、自らの実践と探求、そして参加者の対話を通じた相互作用を通して、学習を深めていきます。



## 目的

地域と共に生きる経営者として、**基礎的な経営スキル**を身につけ、**強い意志とビジョン**に基づき、**知識と実際の行動を一致**させ、**事業を変革していくリーダー**を育成する

## プログラムの特徴とゴールイメージ

① 地域と共に生きる経営者としての**事業ビジョン**、実現に向けた**意志と覚悟**が生み出される  
 - 困難な状況に立ち向かい、成果が結実するまで取り組み続ける源泉「意志とビジョン」を明らかに

② 経営に必要な**実践的知識**を身につける  
 - ホスピタリティ・マネジメント、人材管理・組織論、マーケティング、財務会計、旅行産業のトレンド、経営革新・組織変革の事例紹介等を予定

③ ビジョン実現の為の**事業計画**が生み出され、**実践**に移し、業績・価値の向上につながる  
 - (戦略、コンセプト形成、財務、人事組織等の観点から)事業・組織の課題を明らかにし、何に取り組むかのストーリーを描く

④ **実践学習** (アクション・ラーニング) により、成果に結びつける  
 - 学習したこと (オフサイト) を、現場に持ち帰り実践すること (オンサイト) を繰り返す仕組みにより、更なる成果の実現と学習につなげる

⑤ **チーム学習**によるネットワーク形成  
 - 参加者同士が仲間となり、互いに支えあう関係・ネットワークを築く

## 対象

旅館・ホテルの  
 若手経営者・後継者  
 16名×2会場 = 32名程度

- 地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊業について、既存のモデルとは異なる「新たなビジネス手法」の導入による付加価値向上策の方向性を検討する。
- 具体的には、2つの観点(①複数業種等の連携による新規サービスの導入、②地域に波及する生産性向上・高付加価値化)での各種の取組について調査・検証を行い、宿泊業の付加価値向上につながる「新たなビジネス手法」の展開を進める。

## 事業概要

単純な「宿泊」に止まらない付加価値を生み出す、「新たなビジネス手法」を調査・検証する



### 【具体的な「新たなビジネス手法」のイメージ】

#### ① 複数業種等の連携による新規サービスの導入

- 宿泊事業者 + 旅行事業者 + サブカル  
特定ターゲットに対するハンドメイドな旅行サービスの提供
- 宿泊事業者 + 旅行事業者 + 体験型施設  
体験価値を高める地域内の周遊、学び体験
- 宿 + サービス業  
他分野のサービスノウハウを宿に導入、新機軸の提示

#### ② 地域に波及する生産性向上・高付加価値化

- 泊食分離による魅力の向上  
セントラルダイニング導入等による食の魅力向上、参加する飲食店の活性化
- バックオフィス部門などのDX化などに係る技術支援  
PMS※の導入による運営の効率化、得られたデータの活用による地域マーケティングの活性化

※ Property Management System: ホテル・旅館が宿泊予約や客室等の管理を行う際に利用するシステム



# 観光産業等生産性向上資金

## 対象者

観光産業等の合理化、  
生産および販売能力の  
拡大を図る方

おもてなしの心を  
よりよい形にするために。

融資限度額

直接貸付  
7億2千万円  
(うち運転資金2億5千万円)

金利  
長期固定

融資期間

設備資金  
20年以内  
(うち運転資金2年以内)  
運転資金  
7年以内  
(うち運転資金2年以内)

参考⑩

## 日本政策金融公庫 中小企業事業の 観光産業等生産性向上資金

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 <sup>(注1)</sup>	融資期間
<p>(1) 小売業、飲食サービス業またはサービス業の事業を営む方であって、おもてなし規格認証を取得した方（業、紺または金認証を取得した方に限る）</p> <p>(2) 訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>①消費税法に基づき税務署長の許可を受けた輸出品販売場を経営する方（許可を受ける見込みの者を含む）</p> <p>②消費税法施行に基づき税務署長の承認を受けた承認免税手続事業者の方（承認を受ける見込みの方を含む）</p> <p>③地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金など特定の補助金の交付を受けた商店街振興組合の方など（交付を受けた商店街振興組合などの地区において事業を営む方を含む）</p> <p>④消費税法施行に基づき免税手続カウンターが設置された特定商業施設内において事業を営む方</p>	<p>(1) 当てはまる方 合理化、生産および販売能力の拡大のために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2) 当てはまる方 訪日外国人旅行者対応のために必要な設備資金及び長期運転資金</p>	<p>直接貸付 7億2千万円 <small>(うち運転資金2億5千万円)</small></p>	<p>(1) 当てはまる方 基準利率。ただし、次の要件を満たす場合は以下のとおり。</p> <p>イ おもてなし規格認証に係る金認証を取得した方については、2億7千万円まで特別利率①</p> <p>ロ おもてなし規格認証に係る業または紺認証を取得した者であって、次のいずれかに該当する方については、2億7千万円まで特別利率②</p> <p>(イ) 財務に係る自己評価を実施している方</p> <p>(ロ) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方もしくは適用する予定の方</p> <p>(2) 当てはまる方 2億7千万円まで特別利率② 2億7千万円超基準利率</p>	<p>設備資金 20年以内 <small>(うち運転資金2年以内)</small></p> <p>運転資金 7年以内 <small>(うち運転資金2年以内)</small></p>

(注1) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

(注2) 5年経過ごと金利見直し制度を適用できます。

その他

■保証人 貸付金に付いて一定の保証が必要となる場合があります。保証責任は貸付金受取人等が負担となります。

融資のお申し込み

●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫 中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

JFC 日本政策金融公庫  
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(けこまよ！公庫)  
0120-154-505

# 宿泊施設の生産性向上推進事業

- 宿泊業においては、他産業と比較として相対的に生産性が低い状況であることに加え、深刻な人材不足が生じている。他方、訪日外国人旅行者の増大など経営環境が変化しており、宿泊施設は、従来の経営ノウハウから脱却する必要がある。
- このため、業務効率化や施設間連携による生産性向上の取組を支援することにより、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。

## 事業概要

### ①各宿泊施設の生産性向上

- ・ 組織内における業務量の平準化や、勤務時間の短縮のために有効なマルチタスク導入に向けたシンポジウムを全国各地で開催。



### ②宿泊施設等の連携による生産性向上

- ・ 時期によって閑散期が異なる地域内外の宿泊施設等で、労働力を融通させる仕組みの創出に向けたモデル事業を行う。



### ③宿泊施設が行うべき生産性向上の取組・手順に係るガイドラインの作成

- ・ 業務改善に取り組む宿泊施設を支援するため、生産性向上の取組・手順に係るガイドラインを作成する。



# 宿泊業の生産性向上支援

- 観光庁では、宿泊施設における生産性向上の優良事例を横展開するべく、事例集・ガイドラインの作成やセミナーの開催等を実施している。

## 事業概要

- 生産性向上の成功事例を収集した事例集を作成し、全国へ発信
- 生産性向上の取組や手順をまとめたガイドラインの作成

宿泊施設における  
モデル事例の創出

ワークショップの開催



宿泊施設における好事例をまとめ、事例集を作成



宿泊業の生産性向上ガイドライン



生産性向上に取り組む手引き書として、ガイドラインを作成

## 事業概要

- 先進的な取り組みを行っている宿泊施設の経営者等を講師に招き、セミナーおよびワークショップを開催
  - 【概要】宿泊業における生産性向上の取り組みを加速させるため、「旅館経営者によるモデル事例の体験発表」および「付加価値向上についてのワークショップ」を合わせたセミナーを開催
- 宿泊事業者の取組事例の横展開に向け、宿泊業の生産性向上シンポジウムを開催
  - 【テーマ】取り組みを進める施設の事例を紹介、業界内での横展開につなげるため、各施設による事例発表・講演やパネルディスカッションなどが行われるシンポジウムを開催



IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい  
働き方改革・コロナ対策を進めたい  
全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。  
まずはIT導入補助金をチェック。

## ✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など  
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円 未満	150万～ 450万円	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 導入関連費		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で  
中小機構に措置

### 低感染 リスク型 ビジネス枠

#### 低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2/3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

### 補助金 活用事例

#### 事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加。

#### 事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

#### 事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

#### <IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

公募開始：令和3年4月7日（水）

5次締切：令和3年12月22日（水）17:00まで

※ 通常枠・低感染リスク型ビジネス枠ともに  
5次が最終締切予定ですのでご注意ください。  
(制度内容、予定は変更する場合がございます。)

応募方法等の  
詳細はこちらから  
ご確認ください

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業事務局  
ポータルサイト



- 訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、**宿泊事業者が行うサービス提供体制の強化、交通事業者等が行うキャッシュレス決済対応、バリアフリー化、観光列車の導入等、観光人材のインバウンド対応能力の向上、ハイブリッドMICEの開催促進に向けた取組等**を支援する。

## 宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制の強化

- ポストコロナを見据えたデジタル技術を活用した情報管理の高度化など、旅行者のニーズへの対応を図ることにより、宿泊事業者の生産性向上等に資する取組を支援



宿泊施設の顧客管理システム

補助率：1/3

事業主体：宿泊事業者

## 地域の観光人材インバウンド対応能力の強化

- 観光・交通事業者等における外国人接遇能力の向上を図るため、接遇能力に長けた「全国通訳案内士」等を講師として地域へ派遣、研修を実施



通訳案内士等の専門家の派遣

## 交通サービスインバウンド対応支援

- 感染対策にも資する非接触式キャッシュレス対応など、公共交通機関における受入環境整備を支援

〔支援例〕



キャッシュレス決済対応



魅力ある観光バス

補助率：1/3、1/2等

事業主体：交通事業者等

## インバウンドの再開を見据えたハイブリッド形式のMICE開催

- ワクチン接種証明・PCR検査等を活用して感染症対策を徹底した、オンラインと対面によるハイブリッド形式のMICEの開催に関する実証を実施



ワクチン接種証明及び陰性証明の提示

- その他、空港における旅客手続き等の環境整備、スノーリゾートの整備など観光地の魅力向上、海洋周辺地域における訪日観光促進、クルーズの安全安心な再開促進、サステナブルな観光コンテンツ強化等を支援



# 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定（ひな形）

別添

(ひな形)

## 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

〇〇市・町・村(以下「甲」という。)と〇〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部(又は個別の〇〇ホテル・旅館)(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

**(趣旨)**  
第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

**(要請)**  
第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

**(要請する業務の範囲)**

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙の組合員(又は乙)が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

**(実施)**

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ひな形)

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1泊3食の場合  
1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)
- (2) 1泊〇食の場合  
1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件(上記第5条)
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を收受した日から〇日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(ひな形)

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所  
〇〇市・町・村  
〇〇市・町・村長 〇〇 〇〇 印

乙：住所  
〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部  
支部長 〇〇 〇〇 印



# 事業継続ガイドライン（内閣府防災情報のページより抜粋）

## 事業継続ガイドライン 第一版（平成17年10月）

企業における事業継続計画の普及、促進を進めるために中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」においてガイドラインを作成しました

別添 事業継続ガイドライン 第一版 チェックリスト（平成17年10月）

## 事業継続ガイドライン 第二版（平成21年11月）

事業継続ガイドライン第一版をより活用しやすくするため、「事業継続計画策定促進方策に関する検討会」において第二版を作成しました。

## 事業継続ガイドライン 第三版（平成25年8月）

昨今のBCP普及の状況、東日本大震災やタイにおける水害の教訓、さらには国際動向を踏まえ、事業継続ガイドラインを改めて活用しやすくするため、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」において、第三版を作成しました。

## 事業継続ガイドライン（令和3年4月）

令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（令和2年3月 中央防災会議 防災対策実行会議 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ）に基づき、災害時の従業員等の外出抑制策等が記載された企業の事業継続計画（BCP）の策定が進むよう改定しました。

事業継続ガイドライン  
—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—  
（令和3年4月）



## 事業目的・概要

- 地方公共団体もしくは組合等との間で災害協定を締結している宿泊施設に対し、非常時に宿泊施設が避難先として近隣住民等の受け入れを行えるよう、客室トイレや浴室、出入口や共用廊下等のバリアフリー化等を支援。
- 災害対策環境の整備の加速化と底上げを図る。

## 支援対象

### 以下の要件を満たす宿泊施設

- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を取得している者（風営法に該当する者を除く）。
- 地方公共団体との間で災害協定を結んでいること。
- 災害等発生時に率先して被災者を受け入れる意思を有していること。
- 災害発生時に、観光庁又は地方運輸局等の求めに応じて受入の可否・受入可能人数を報告し、正当な理由がある場合を除いて、受入可能である旨、観光庁又は地方運輸局等から地方自治体に対して情報提供することに同意すること。



## 支援内容

### 【補助対象メニュー】

#### ① 高付加価値化・災害対策環境の整備の双方に資する施設改修

- ▶ 客室における改修（客室出入口、トイレ、浴室、洗面所等）
- ▶ 共用部における改修（敷地内通路、階段、廊下、屋内通路等）

#### ② 消防用設備及び災害対策環境の整備に伴う設備の購入等

- ▶ 消防用設備の補強等（スプリンクラーの耐震補強等）
- ▶ 自家発電装置の購入等

### 【補助額】

1 申請あたりの補助上限額 2,000万円

※補助金申請額は最低1,000万円。

※①②を組み合わせる申請を行うことは可。

※②の補助上限額は600万円、申請金額の3割が上限。

## 優先採択

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得者（取得見込み者）を優先的に採択。

観光施設  
心のバリアフリー認定



### ■ エントランス



雰囲気になじんだスロープと手摺

### ■ 客室内通路

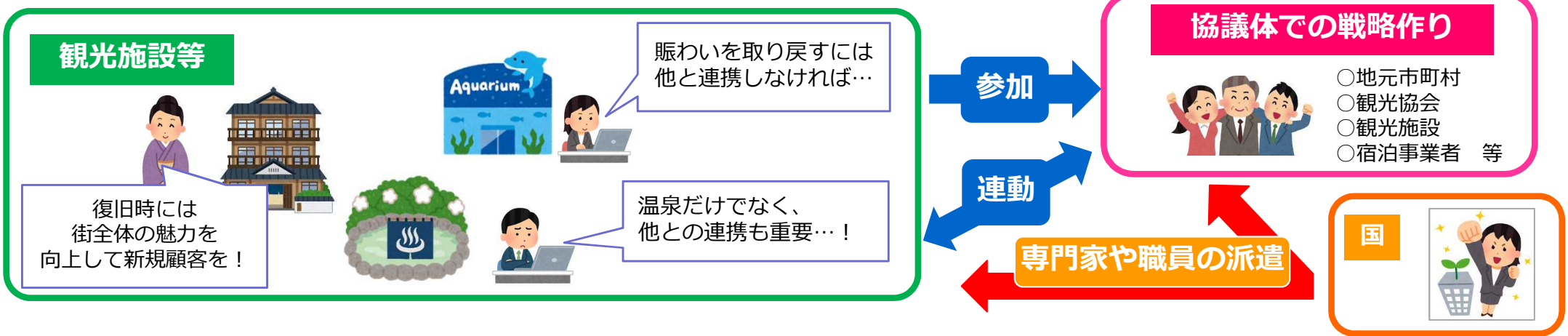


段差が無く広いスペースを確保

# 観光業等の中小・小規模事業者の支援（被災観光地の誘客多角化・収益力向上事業）

- 新型コロナウイルス感染症に加え、今般の豪雨で被害を受けた観光地全体の復興のためには、施設の復旧・事業継続等の措置に加え、**観光施設・宿泊施設等が一体となった観光戦略の再構築・地域の魅力向上**のための取組が必要。
- そこで、今回の災害からの復旧に当たって、**自治体、関係団体や個別事業者が一体となった復旧プラン**の作成、**誘客多角化や各事業者の収益力向上**を、専門家の派遣などを通じて支援。

## 事業のスキーム 被災自治体における観光戦略再構築のための協議会運営や、協議会・個別施設に対する専門家派遣などによる支援を実施



## 専門家派遣を行う復興支援の取組（例）



### マーケティング調査、観光戦略の策定

- ・マーケティング調査の実施
- ・先進事例等を踏まえた観光戦略策定支援
- ・新規ツアーの造成支援

### 地域内の各種施設の連携強化

- ・各種施設が連携した共同プロモーションの実施
- ・宿泊施設と飲食施設の連携による、飲食の高付加価値化

### 個別施設の収益力向上支援

- ・高付加価値の改修プランの作成
- ・集客力の高いデザイン作成
- ・金融機関との調整や、各種補助金の活用・申請のサポート



- 訪日外国人観光客6千万人時代を見据え、反転攻勢に転じるため、集客力の高い観光イベント、地域の観光資源の磨き上げにより多様な魅力ある滞在コンテンツを造成すること等により、観光地等の高付加価値化や誘客の多角化を促進する。

## 観光イベント・観光資源の磨き上げ等

地域の観光イベント・観光資源を外部専門家との連携等により磨き上げる取組等を支援することで、観光地等の高付加価値化・誘客の多角化を促進する。

### ○地域の観光イベントの磨き上げ



### ○地域の観光資源の磨き上げ





- **地域に残る縦割りを打破し、観光地の整備を進める体制を強化するため、観光事業者や観光地域づくり法人（DMO）と、交通事業、漁業、農業、地場産業などの多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を磨き上げる取組を支援することで、観光需要の回復・地域経済の活性化につなげる。**

## 施策イメージ

（コンテンツ造成に必要な諸経費（企画・開発費等）を支援（例）モデルツアー実施費用等）

### 交通×観光

通常は船が運航していない時間帯で、無人島の貸切ナイトツアーやサンライズツアーを実施



### 漁業×観光

観光客が立ち入りづらい漁業現場の体験ツアーを造成



### 農業×観光

地元野菜の植え付け・収穫体験を通じて田舎のスローライフを体験



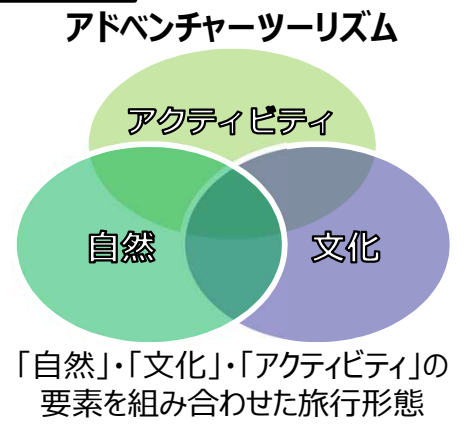
### 製造業×観光

一般公開されていない工場見学や家具職人に直接教えてもらえるスクールを実施

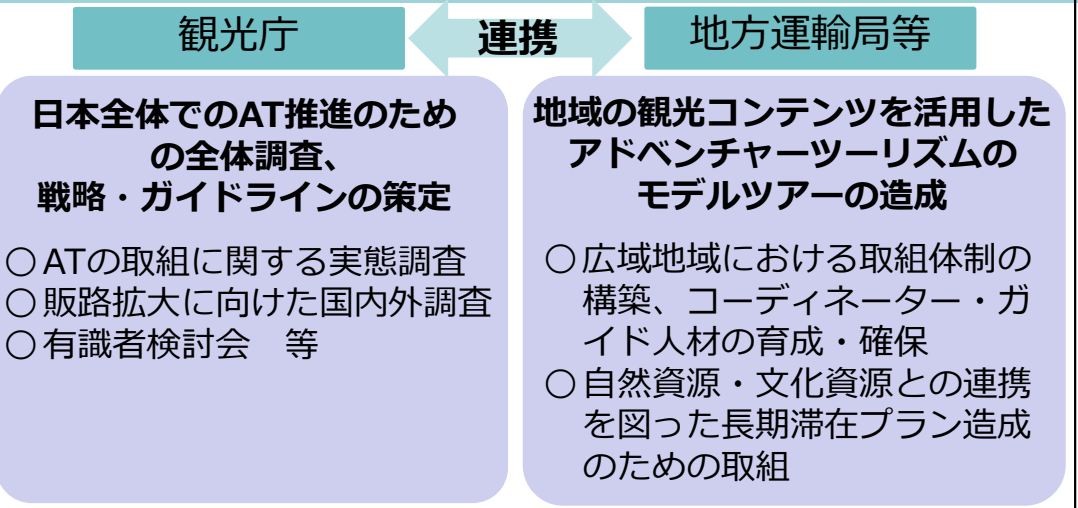


参考⑳

- 旅行に対するニーズが変容する中、**自然・文化といった豊富な観光資源を活用し、日本の本質を体感**できる**アドベンチャーツーリズムを推進**。
- **富裕層等の新たなインバウンド層**に訴求力の高い体験型観光として、アドベンチャーツーリズム等を推進することにより、**安全・安心な目的地**として世界の旅行者に来訪・滞在を促し、**地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大**に繋げる。

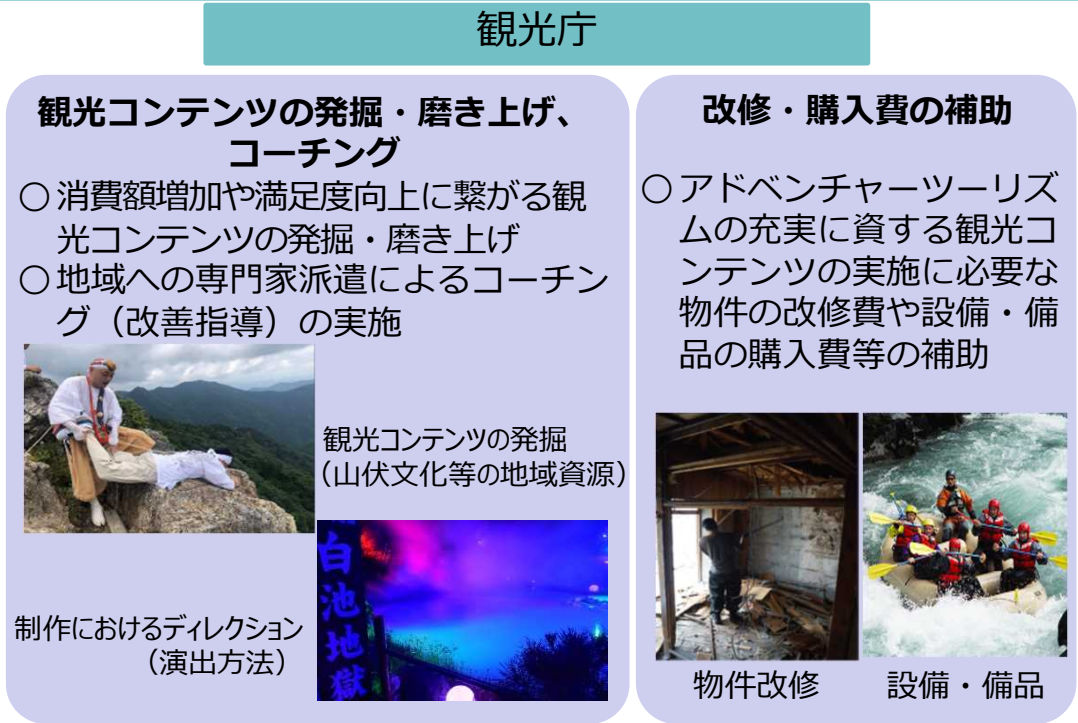


各地域の観光資源を活用したアドベンチャーツーリズムのモデルツアーの造成と優良事例の展開



自然資源・文化資源を活用した体験型コンテンツの例

アドベンチャーツーリズム等の充実に資する潜在的な観光コンテンツの発掘・磨き上げ





# サステナブルな観光コンテンツ強化事業

R3補正予算 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(約100億円)の内数

- 目下、世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まっているところ。
- 各地域に引き継がれた**自然環境、文化・歴史、伝統産業等を観光資源としてフル活用**し、同時に、**経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装**する必要。
- 地域の魅力を深く味わい、かつその持続可能性に来訪者も貢献できるような工夫を織り込んだ**コンテンツ造成**や**環境整備**を支援。更に、現場から必要な知見を得て、**取組を加速する上での課題を整理。必要な方策や支援のあり方等を検討**。  
※ 国立・国定公園に係る内容については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施

## 事業概要

### 対象者

持続可能な観光の取組を実施する地方公共団体・DMO・民間事業者等

### 支援メニュー

#### ○サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業（調査事業）

外部有識者のコーチングの下、優良なモデル事例を試行実証。得られたノウハウや課題など整理の上、必要な方策や支援のあり方など検討。

- ・地域の資源やその持続可能性を支える環境・社会循環等に深く触れる体験を、ガイド等活用し、本物の希少性の高い体験として提供。併せて、得られた観光収益を保全に回す、ふるさと納税を活用するなど、幅広い受益と負担の仕組みを構築。

#### ○サステナブルツーリズム推進のための受入環境整備（補助事業）補助率 1 / 2

下記の施設改修・整備、設備・物品購入を支援

- ・サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となるもの
- ・地域の観光資源を適切に維持・活用し環境負荷を低減させるもの 等

(施設等の改修・整備に対する支援)

例：分散型・環境負荷を抑えたツアー実施のための施設整備、地域ルール案内看板の設置 等

(設備・備品の購入等に対する支援)

例：地域の魅力を深く体験するツアー造成や、利用者の動線誘導のための設備・物品

コンテンツの収益が  
観光資源の保全費用に

保全することでさらに高品質な  
コンテンツ開発を可能に



観光資源の持続的な保全と活用の自走化により、地域の経済・社会・環境の好循環を加速化させる仕組みにつなげる事業を目指す

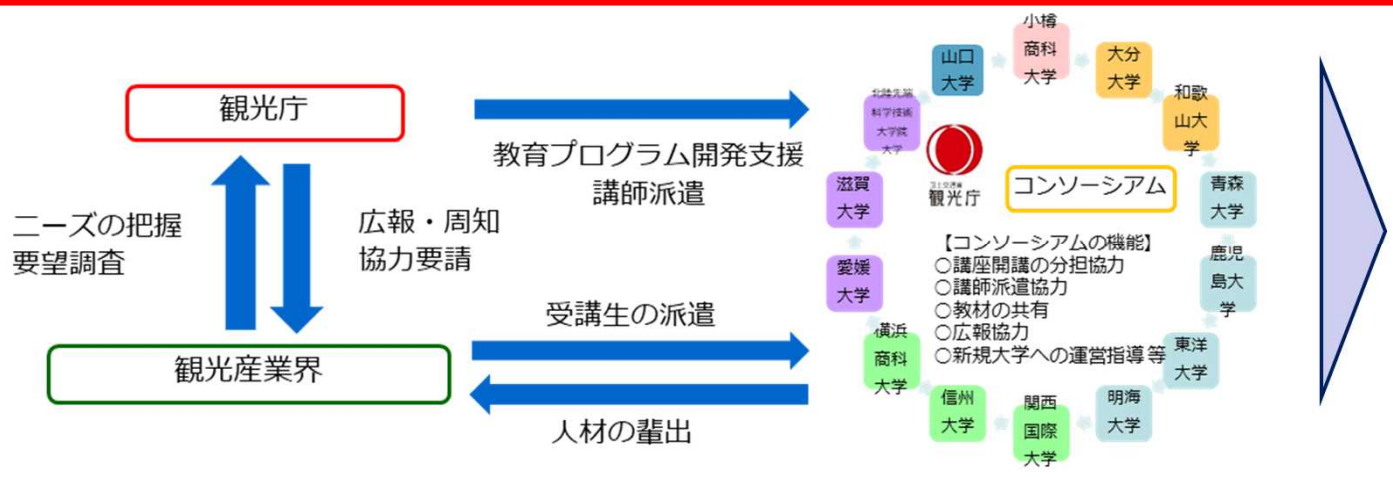
### 取組事例イメージ

#### 高架木道を活用した利用分散と受入環境整備（知床）

安全確保とヒグマの生息する豊かな自然環境との共存、ガイド付き地上歩道ツアーと自由に行ける高架木道の利用分散、質の高い体験を提供

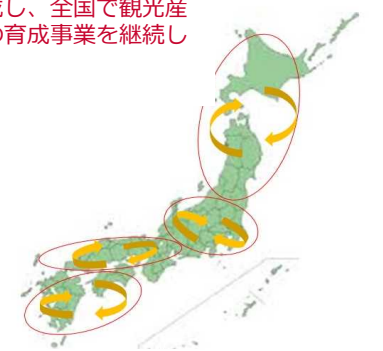


# 中核人材事業 各大学での取組み



目指すべき姿

コンソーシアムを形成し、全国で観光産業における経営人材の育成事業を継続して展開。



地方を中心とした旅館経営者及び大学研究者の全国的なネットワークを形成

## ○観光庁の事業終了後も各大学でプログラムを実施中。

大学名	講座テーマ	大学名	講座テーマ
小樽商科大学	観光産業の中核を担う経営人材育成	関西国際大学	ツーリズムプロデューサー養成
大分大学	宿泊業の伝統と経営革新	信州大学	ユニバーサルフィールド・コンシェルジュ養成
和歌山大学	観光・地域づくり	横浜商科大学	MICEビジネス中核人材育成
青森大学	実践から学ぶ自然環境資源を生かす体験型観光商品の開発手法	愛媛大学	愛媛県・四国の儲かる観光サービス業を担う中核人材育成
鹿児島大学	世界自然遺産によるエコツアーDMO形成のための中核人材育成	滋賀大学	ウェルネスツーリズムプロデューサー養成
東洋大学	ホスピタリティ産業における女性活躍と組織づくり	北陸先端科学技術大学院大学	観光コア人材育成
明海大学	地域の観光産業の強化を担う宿泊施設のための中核人材教育	山口大学	SDGsによる山口県のスポーツ観光

- 日本及び海外で**訪日旅行商談会を主催**。日本のインバウンド関係者と現地旅行会社をつなぐ**商談機会を提供**。
- また、ITBやWTMなどの**海外の主要な旅行見本市**に、日本のインバウンド関係者と連携して**日本パビリオンを出展、現地旅行業界とのネットワーキングの機会を提供**。
- 最新の商談会等の情報は、JNTOウェブサイトを確認が可能。  
<https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/promotion/vj/eventschedule2021.pdf>

	日本開催	海外開催
一般旅行	<JNTO主催> <ul style="list-style-type: none"> <li>• VISIT JAPAN トラベルマート (VJTM)</li> <li>• 東アジア商談会</li> <li>• 東南アジア商談会</li> </ul>	<JNTO主催> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Japan Showcase (米国)</li> </ul> <第三者主催> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ITB Berlin (ドイツ)</li> <li>• World Travel Market (WTM) (英国)</li> </ul>
高付加価値旅行 (ラグジュアリー旅行)	<JNTO主催> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Japan Luxury Showcase (JLS) ※欧米豪中東対象</li> </ul>	<第三者主催> <ul style="list-style-type: none"> <li>• International Luxury Travel Market (ILTM)</li> </ul>



# 教育旅行を通じた青少年の国際交流の促進

## 事業概要（フェーズ別）

青少年の国際交流の拡大に向けて、学校関係者が教育旅行を決定するための判断材料や、保護者等に説明する際の根拠資料とするための情報ツールの策定と普及・啓発を行うために、以下の取組みを産官学で連携しながら段階的に実施する。

### 令和2年度 ＜フェーズ1＞ 調査・実績構築

#### 海外教育旅行実態調査

情報ツールの策定に向けて、各国の新型コロナウイルス感染症対策の実態を調査するとともに、これまでに実際に海外教育旅行を実施した学校（生徒・教職員）に対し調査を行う。

- ①各国における新型コロナウイルス感染症対策の調査
  - ・各国政府における感染症対策やガイドラインの策定状況
  - ・宿泊施設、交通機関、観光地等の感染症対策の実態
- ②教育旅行における事例収集
  - ・史跡等見学事例
  - ・現地青少年との交流事例
  - ・学校や企業訪問の事例
  - ・その他の各種体験等
- ③アンケート調査
  - ・教育旅行実施後の生徒の感想・意見
  - ・実施校の校長や引率教職員の感想・意見

#### 国内での普及・啓発活動

○海外教育旅行セミナーの開催  
新型コロナウイルス収束後、JATAや文部科学省、政府観光局等と連携し、全国で教職員や旅行者を対象とした、海外教育の効果的な活用方法の紹介等を目的としたセミナーを開催する。

### 令和3年度 ＜フェーズ2＞ 発信基盤構築

#### 1. 調査事業

保護者や学校関係者が安心して実施できる旅程を検討するため、相手国の政府観光関係者と連携しながら、令和2年度の調査を活用して以下の情報を整理する。

- ①安全対策
  - ・感染症対策にかかる各国の情報の取りまとめ。
  - ・日本人教育旅行の受入れ可能な宿泊先の整備状況の解説。
  - ・食を含めた安心・安全への懸念事案に対する対応状況の解説。
- ②学習プログラム
  - ・相手国での交流先学校や、企業訪問の受入環境について解説。
  - ・相手国の観光資源や歴史教材を活用した探求型学習プログラムについて解説。
- ③交流先選定・調整窓口
  - ・交流先選定における相手国の相談窓口掲載。

### 令和3年度 ＜フェーズ3＞ 発信・促進

#### 2. 情報ツールの作成

フェーズ1及び2で得られた調査データや情報を活用し、学校関係者や保護者向けの、渡航先での感染症対策や衛生管理、現地での体験プログラムや交流マッチング窓口等を分かりやすくまとめた情報ツールを作成する。

#### 3. 国内での普及・啓発活動

- ①海外教育旅行セミナーの開催  
JATAや文部科学省、政府観光局等と連携し、全国で教職員や旅行者を対象としたセミナーを開催し、マニュアルの活用について説明を行う。
- ②文部科学省と連携した情報発信  
全国の教育委員会等へ通知を发出し、情報ツールの普及・啓発を行う。等

#### 4. 協議体の設置・運営

関係府省庁、観光業界、政府観光局等による官民連携の協議会を設置する。海外教育旅行の拡大に向けた現状分析や課題整理、課題解決に向けた取組等、本事業の各要所で開催し、協議を行う。

# 観光施設における心のバリアフリー認定制度（宿泊・飲食・観光案内所）

高齢者・障がい者の方の旅行への障壁を取り除くには、ハード的な整備に加えて、  
 ① バリアフリー対応に関する情報の对外発信、② ソフト的な対応（筆談対応等）が不可欠。  
 そこで、上記2点に係る取組を確認した施設を認定・観光庁HPにて情報発信することで、  
 高齢者・障がい者の方々の旅行に対する障壁を取り除くことを目指す。

## 認定対象

観光客が訪れる以下の施設を対象



宿泊施設



飲食店



観光案内所

## 認定条件

- ① ソフト的なバリアフリー対応措置の実施  
（例：筆談対応、移動式スロープの備置）
- ② 年1回以上の従業員教育実施
- ③ 施設のバリアフリー情報の積極的発信  
→ 認定した施設は観光庁HPで情報発信するとともに、  
認定マークの使用を許可



## 制度の狙い

- ① バリアフリー情報の積極的な発信による、高齢者・障がい者の方への情報提供の促進
- ② ハードだけでは対応できないソフト的な「心のバリアフリー」の取組の促進
- ③ 観光庁HP・認定マークを活用した情報発信による、ユニバーサルツーリズムの推進

➡ バリアフリー情報の見える化・ソフト施策の推進によるユニバーサルツーリズムの促進

# 地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援  
 (上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

## 地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

### <支援の内容>

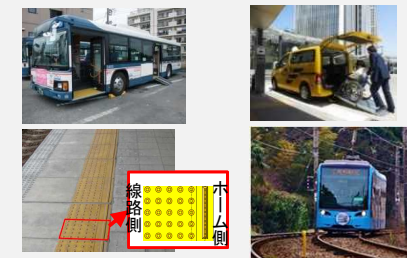
- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
  - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
  - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
  - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



## 地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

### <支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



## 地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

### <支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援  
 ※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

## 被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

### <支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行



# 「新たな旅のスタイル」の普及

令和3年度予算額:504百万円

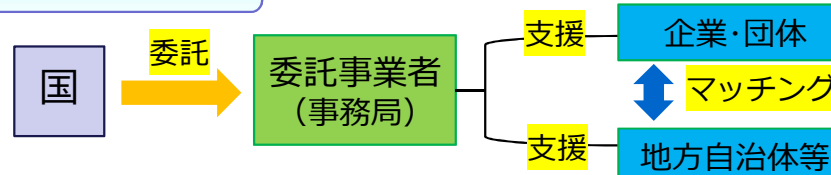
参考⑳

## 令和3年度の取組み

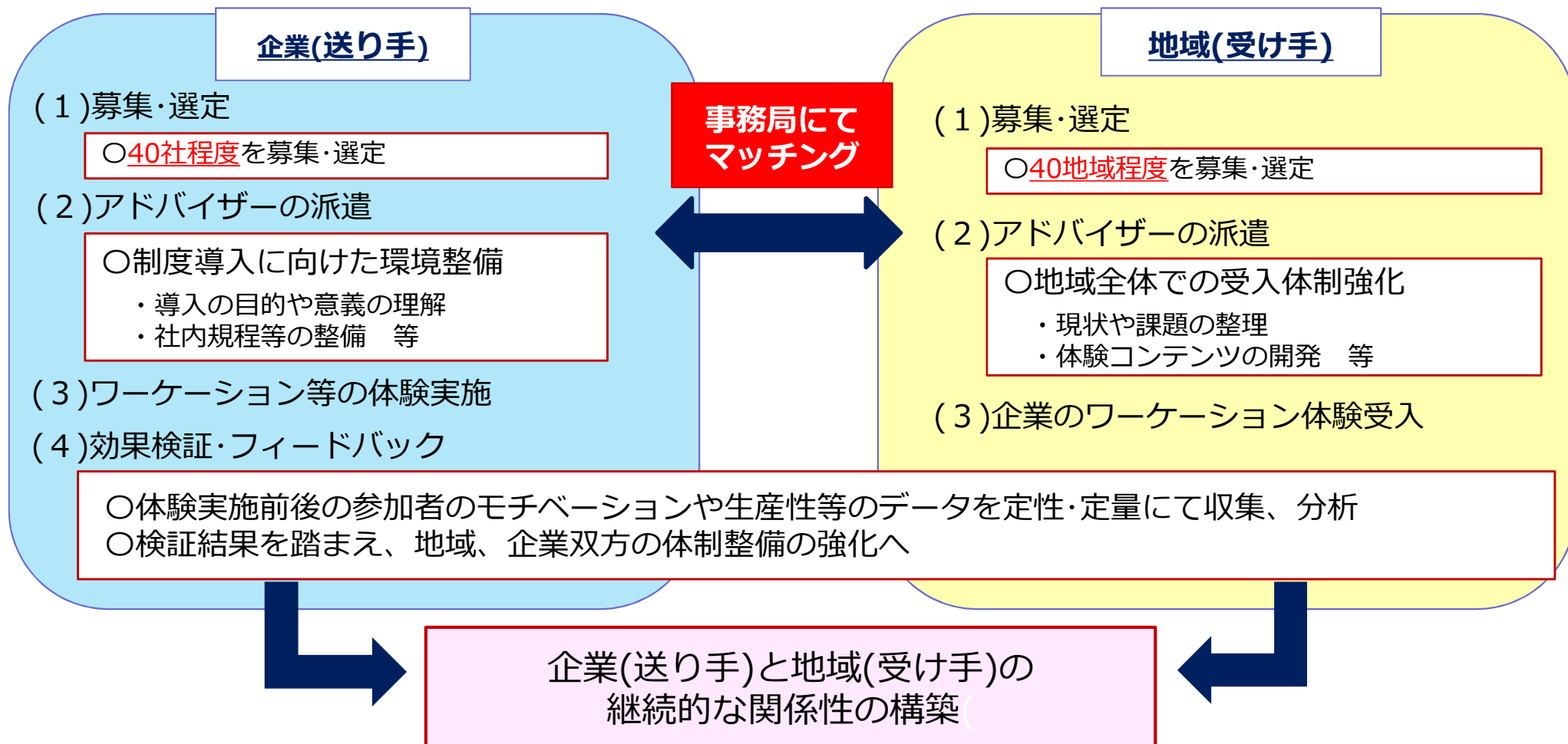
### 事業概要

〇ワーケーション等の普及に向けて、企業(送り手)と地域(受け手)を対象としたモデル事業及び情報発信等を実施する。

### 事業スキーム



## 企業(送り手)と地域(受け手)を対象としたモデル事業



# 「第2のふるさとづくりプロジェクト」中間取りまとめ（骨子概要）

～「何度も地域に通う旅、帰る旅」で新たな国内交流需要の掘り起こし、そして地域活性化に向けて～

- 国内旅行の現状と新たな市場創出の可能性（観光レジャーの伸び悩み、出張・知人訪問に余地があるのでは）。
- 旅行者側の潜在需要（地域資源に触れ、地域との関係性や参画が段階的に深まることで、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する可能性を持っている）。また、それを裏付ける先進的な取組も存在。
- 新型コロナウイルス感染症の影響、リモートワーク等の進展、田舎に憧れを持つ若者の増加など、他者とのリアルな繋がりを求める動きがある中で、交流・関係人口の更なる創出の可能性は急激に高まっている。

⇒ **有識者や地域の関係者等から成る有識者会議を設置し、「何度も地域に通う旅、帰る旅」による交流・関係人口の更なる創出について、以下のように取りまとめ。**

## ■ 初来訪、再来訪を促す要素・仕組み

### 個人の発意による来訪

既に旅行している層、旅行をしたい層のほかに、旅行と認識せずに移動している層や、ボランティア・プロボノ層、バーチャルネットワークで組織された層

- ① 幅広い層の潜在的な志向に応える
- ② 来訪の間口が広く、ハードルが低い
- ③ 旅行者が自発性を発揮できる「余地・余白」や関係を徐々に深められる「隙間、奥行き」
- ④ デジタルツール（CRM:Customer Relationship Management）やコンシェルジュ活用による再来訪の動機付け

### 組織の意向による来訪

個人需要に加え、組織需要も取り込む。サテライトオフィス化やリモートワークの原則化、企業研修、教育旅行のほか、自治会活動などの組織層

- ① 最初の訪問のハードルが低い（他律的）
- ② 最初の訪問に、再訪を促す地域との「関係」を作る要素がある

## ■ 「何度も地域に通う旅、帰る旅」に求められる滞在・移動環境

### 滞在環境（ヤド・マチ）

- \* 地域のゲートウェイ・ハブの役割を担う、地域の起点として、また地域を取り込んだ存在としてヤドを位置づけるべき。
- \* 安心と居心地の良さがあり、「さりげなさ」や「緩やかさ」を帯びたヤド・マチとの触れ合いが必要
- \* 地域と来訪者はフラットで「相思相愛」の関係により、来訪者のみならず、地域側もメリットを感じられる繋がりであるべき

#### <ヤド（宿ナカ）>

- ・ 訪問頻度や滞在スタイルに応じた快適で柔軟なサービス・施設（ライフラインとネットワーク環境が最低限のインフラ）。
- ・ 既存宿泊施設の改修や空き家の活用
- ・ 泊食分離による地域での食事等

#### <マチ（宿ソト）>

- ・ 来訪者と地域住民の双方で共有され、緩やかに交流を生む「第3の場」があるか
- ・ 再来訪する理由、地域への関わりしるが感じられるか



空き家群を面的に再生し活用（広島県尾道市）



スタッフや町民がくつろぐ交流の場（徳島県神山町）

### 移動環境（アシ）

#### <滞在地域内>

- ・ 公共交通が発達していない滞在地域内の移動手段を確保することが必要
- ・ タクシーやレンタカー、新たなモビリティなどを柔軟に活用できる旅行商品やサブスク、MaaS連携等

月額5,000円でエリア内乗り放題のシェアリングモビリティサービス（京都市京丹後市）



#### <都会と滞在地域との間>

- ・ 高頻度往来や長期滞在に対応した割引や旅行商品等が必要
- ・ ポイントの活用や非現金化など、利便性の追求が必要

鉄道と宿泊施設が連携したサブスク



- ・ 今後、これを裏付けるために、年度内に市場規模等の定量調査（①）や仮説の要素検証（②）を実施

① 新型コロナウイルス感染症の影響やリモートワーク等の普及を受けた「何度も地域に通う旅、帰る旅」へのニーズの大きさ（個人・組織別）、都会の若者の田舎への憧れの潜在ニーズの大きさ 等

② 個人・組織別の「何度も地域に通う旅、帰る旅」の来訪を促す要素・仕組みの検証 等

- ・ 令和4年度、モデル実証を展開し、実践を通じ更に課題を見出す。実証を踏まえ、行政、観光・交通業界、地域がそれぞれ果たすべき役割を検討

令和3年10月～12月

有識者会議 第1～3回

令和3年12月

中間取りまとめ

～令和4年3月

市場調査・仮説検証

令和4年3月

最終取りまとめ

令和4年4月～

モデル実証



## 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

## 企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

### 対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

#### 必須申請要件

- (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。  
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。  
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。  
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

#### 中小企業

**通常枠** 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

**卒業枠\*** 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

#### 中堅企業

**通常枠** 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

**グローバルV字回復枠\*\*** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

### 緊急事態宣言特別枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額	従業員数 5人以下 : 100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数 6～20人 : 100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数 21人以上 : 100万円～1,500万円		

### 最低賃金枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額	従業員数 5人以下 : 100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数 6～20人 : 100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数 21人以上 : 100万円～1,500万円		

### 大規模賃金引上枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額	従業員数 101人以上 : 8,000万円～1億円	補助率	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)
-----	---------------------------	-----	--

### 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

#### 飲食業

##### 喫茶店経営

→ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

#### 小売業

##### 衣服販売業

→ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

#### 製造業

##### 航空機部品製造

→ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

### 補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業からの従業員の旅費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 1月20日、第5回公募を開始しました(申請受付は2月中旬開始予定)。締切りは3月24日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00(日祝日を除く)】  
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもってID取得の申請をお勧めします。なお、申請が切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です(詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください)。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

→ [https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)



事業再構築補助金事務局HP





旅行会社が企画実施したツアーで重大事故が発生することがあります。また、旅行中に事件や災害に巻き込まれる事例も見受けられます。

このため、旅行者が安全安心して旅行を楽しむことが出来るよう、旅行会社には安全に対する意識の向上と具体的な取り組みが求められております。

これを踏まえ、観光庁では、旅行業界全体に安全マネジメントの導入が促進されるよう、「観光危機管理体制における組織的マネジメントのあり方」を紹介するパンフレットを作成いたしました。

事件・事故・災害はいつ発生するかわかりません。お客様に提供する旅行の安全を確保するとともに、事件・事故・災害が発生した場合には適切に対応できるよう、日頃から会社の安全を管理する体制を整備し、維持することが肝要です。

旅行会社のみなさまにおかれましては、本パンフレットを参考としつつ、安全マネジメントの導入を進めていただき、安全安心という付加価値のある旅行商品を提供いただきますようお願い申し上げます。

観光庁 観光産業課

(1. はじめに より抜粋)

## 現状と課題

- 政府は、アウトバウンドの推進が、日本人の国際感覚の向上や国民の国際相互理解の増進に資するとともに、航空路線の維持・拡大につながるなど、更なるインバウンドの拡大等にも貢献するものであることから、観光立国推進基本計画等において、政府目標としてアウトバウンドの目標(2020年2000万人、2019年に2008万人を記録し、1年前倒しで達成。)を掲げているところである。
- 一方、アウトバウンド2000万人達成は新たな出発点であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、アウトバウンド推進にあたっては、未だ全世代の50%以上の阻害要因である「安全面での不安」の低減等が不可欠である。そのため、日本人海外旅行者の「安全・安心」の確保に向けた更なる体制の強化が必要。

## 事業内容

- 日本人旅行者が「安全・安心」に海外旅行ができるよう、旅行者の安否確認や外務省と連携した「たびレジ」情報の配信を行うツアーセーフティネットについて、令和3年度に引き続き、旅行会社へ参加を働きかけるとともに、さらなる利便性の向上等を図る。

